共同募金受配事業

子ども虐待防止
オレンジリボン運動

子どものいのちとこころを守るために
～今、私たちにできること～

左京区子ども虐待対応ハンドブック

子どもの権利と児童虐待

子どもの権利

1989年に国連総会で採択され、日本でも1994年に批准された**「子どもの権利条約」**では、

- **生命、生存及び発達に対する権利**…すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられること
- **子どもの最善の利益**…子どもに関することが決められ、行われる時は「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えること
- **子どもの意見の尊重**…子ども自身に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなは、その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること
- **差別の禁止**…すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されないこと

が、保障されています。

児童虐待は、自分を守るすべを持たない子どもの命を脅かし、子どもの成長や人格形成に重大な影響を与える、保護者や保護者以外の同居人による**子どもの権利の侵害**であり、**許せない行為**です。

子どもの権利条約第19条に規定されています。

つながりを大切に

～コロナ下の子どもの見守りについて～

新型コロナウィルス感染症流行の影響により、保育園、幼稚園、学校では休園・休校や活動の制限が続いています。未就園児についても、子育て支援施設が休業し、外出や他者との交流の自粛が求められるなど、親子を取り巻く環境は大きく変化しました。

その結果

・子ども、特に乳幼児を抱える保護者の孤立による育児不安やストレスの蓄積

・他の子どもとの交流や外遊びができないことからくる子どものストレスの増加

・近隣住民や民生児童委員をはじめとする地域の子育て支援者による見守りの機会の減少

による児童虐待のリスクの増大が心配されています。

今まで以上に、地域と親子がつながり、子育てに関する行政や民間の相談窓口、子育て支援サービスなど、必要な支援に**「つなぐ」**ことが求められています。

虐待の４つの定義

1. 身 体 的 虐 待

子どもの身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること

外傷とは：打撲によるあざ（内出血）、骨折、刺傷、たばこ・熱湯などによる熱傷、体内損傷（頭部外傷や腹部外傷）、車内放置などによる熱中症、冬季の戸外放置などによる低体温症、その他子どもの命に係わる身体的症状を含む

☆殴る、蹴る、投げ飛ばす、首を絞める
☆熱湯をかける、火の付いたタバコを押し付ける
☆布団蒸しにする、縄などにより拘束する
☆溺れさせる、逆さづりにする、異物を飲ませる
☆車内に放置する、戸外に締め出す
☆乳児を激しくゆさぶる（頭部外傷の原因となる）

3. ネ グ レ ク ト

子どもに対する保護者としての監護を著しく怠ること

☆子どもの心身の健康・成長に悪影響を及ぼすほどの無関心や怠慢
- 適切に食事を与えない
- 下着、衣服等や生活環境を不潔な状態にする

☆子どもの健康・安全への配慮を怠る
- 子どもの意思に反して、学校に通わせない
- 子どもの病気・ケガの手当てをしない、必要に応じて病院に連れて行かない
- 乳幼児のみを残して外出する

2. 心 理 的 虐 待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

☆大きな声で怒鳴りつける、威嚇する、脅迫する

☆子どもを無視する、拒絶的な態度を取る

☆子どもの心を傷つけることを繰り返し言う

☆子どもの自尊心を傷つけるような言動を行う

☆他のきょうだいと著しく異なる差別的な扱いをする

☆子どもの前で同居する家族へ暴力、暴言を行う（DV：ドメスティック・バイオレンス）

☆他のきょうだいへの虐待

4. 性 的 虐 待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること

☆子どもに性的な動画や画像を見せる

☆子どもに性器や性行為を見せる、性器をさわらせる

☆子どもをポルノグラフィーの被写体にする

☆子どもへの性交、性的行為（キスをする、性器にさわる）

地域における児童虐待の未然防止

児童虐待を疑ったら、勇気をもって速やかに通報・通告することが必要ですが、児童虐待を防ぐことが何より大切です。そのために地域の皆さんだからこそできることがたくさんあります。

親子への声掛け

・赤ちゃんが生まれたご家庭に…

「赤ちゃんお誕生、おめでとうございます。近くの児童館では乳幼児さんとおやごさんのために、いろいろな取組をしていますよ。赤ちゃんと一緒に参加されませんか。」

・子どもの泣き声が気になるご家庭に…

「○○ちゃん、最近よく泣いている？ いやいや期かもしれないですね。児童館の乳幼児クラブに行ってみたらどうかしら。ほかのお母さんとお話をすることもできるし、相談窓口も紹介してもらえますよ。」

・落ち込んでいる様子のお母さんに…

「お母さん、疲れてない？ 私ができること、何かありますか？気軽に声をかけて下さいね。保護者の育児疲れをサポートするサービスもあるらしいから、困ったら、区役所の子どもはぐくみ室に相談することもできますよ。」

地域の親子との交流

・民生児童委員等が中心となって運営する子育てサロンなど、地域の親子と交流できる場所に参加しましょう。

・児童館や保育園、行政の事業など、様々な交流の場についての情報を集めて、保護者に紹介しましょう。

行政などへつなぐ

・気になるご家庭があれば、ひとりで抱え込まずに、まずは地域の民生児童委員や児童館などに相談しましょう。

・困りごとを抱えているご家庭があれば、子どもはぐくみ室などの相談窓口を紹介しましょう。

・外への働きかけができないようなご家庭については、了解を得た上で、あなたが子どもはぐくみ室に相談しましょう。虐待が疑われる場合は、了解を得ていなくても相談してください。

事例から学ぶ

事例から学ぶ 01

初めて赤ちゃんを授かったお母さん。夫は仕事で忙しく、実家も遠く、周りに支援してくれる人がいないそうです。おっぱいの出が悪い、赤ちゃんが泣きやまないなど、悩みが尽きず、赤ちゃんを叩こうとし、はっと我に返り思いとどまったことがあると話してくれました。

どうすればいいの？

児童虐待は、特別な人にだけ起こるものではなく、誰にでも起こりうる問題です。育児不安やストレスなどから虐待にいたることもあります。ひとりで悩まないで、保育園、児童館、地域の子育てサロン、区役所子どもはぐくみ室など、相談や他の親子との交流ができる場を利用するようおすすめしましょう。子どもはぐくみ室では、保健師・保育士等によるアドバイスが受けられるほか、一時保育・ショートステイをはじめとするサービスや行政・民間の各種相談窓口に関する情報を提供しています。また、状況に応じて訪問することもあります。

事例から学ぶ 02

民生児童委員の活動として、赤ちゃんが生まれたご家庭に、民生児童委員協議会からのお祝いと子育て支援に関する情報をお届けしています。先日訪問したご家庭では、奥で赤ちゃんの泣き声が聞こえるなか、お母さんが落ち込んだ表情で出て来られました。最近の様子をお聞きすると、外出する元気がなく夜も眠れないなどと話してくれました。

どうすればいいの？

まずは、再度訪問するなどしてほかの親子との交流や相談のできる場所、窓口を紹介しましょう。でも、気持ちが塞いでいるときに自分からアクションを起こすことは難しいかもしれません。サロンなどにお誘いしても出て来られないなど、心配な状況が続く時は、お母さんの了解を得て、子どもはぐくみ室にご相談ください。子どもはぐくみ室から保健師等が訪問や電話で連絡するなどして、個別に支援することができます。民生児童委員も、さり気なく声かけをしたり、つながり続けてください。

事例から学ぶ 03

子育てサロンに来られたお母さん。子どもさんが自分の思いが通らないと大声で泣き叫んだり、じっとしていられなかったり、同じ行動を繰り返したりすると心配そうにお話しされました。育てにくさを感じ、育児に不安を抱いているようです。

どうすればいいの？

一人で抱え込まず、子どもはぐくみ室の保健師や保育士などに相談することをすすめましょう。状況によっては、「療育」を紹介することもあります。療育は、子どもの個性に応じた関わりを行うことで、お子さんが、より生活しやすくなったり、おやごさんも、お子さんへの関わり方のヒントを学べる場となり、育児への余裕や自信を持つことにもつながります。

事例から学ぶ 04

暑い日なのに、スーパーの駐車場に停めている車の中のベビーシートに赤ちゃんが寝かされているのを見ました。

どうすればいいの？

猛暑日でなくても、日の当たる車内の温度は急上昇します。乳幼児は体温調節機能が十分でないため、短時間で生死に関わる熱中症になることがあります。スーパーの従業員や周囲に助けを求め、保護者が戻らないときは、ためらわずに

１１９番へ!! 勇気を出して子どもの命を守る行動をとりましょう。

※１１９番に連絡すれば、警察官も駆けつけます。また、必要に応じて児童相談所へ通告します。

しつけと虐待は大違い！！

　しつけと称して子どもを虐待する事件が後を絶たないことを受け、児童福祉法と児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）の改正法が2020年4月に施行され、親などによる体罰の禁止が明記されました。体罰は子どもの心身の健康や成長に悪影響を与えるものであり、子どものすこやかな生育と自立をサポートする目的で行われるしつけとは全く異なるものです。子どもが、どう受け止めるか？どう感じるか？という視点を持つことが大切です。

　体罰だけでなく、大声で怒鳴ったり、子どもの人格を否定するような暴言も「しつけ」とは言い難いものです。しかし、言うことを聞かない子どもを叱っているうちに気持ちが高ぶって、つい手が出てしまったり、大声を出してしまったりという経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないでしょうか？だから、次のポイントについて一緒に考えてみましょう。

京都市児童相談所HP「あした笑顔になあれ」
保護者に次のような呼びかけをしています。「子どもが言うことを聞かない」という保護者の声を聞いたら、紹介してください。
（https://www2.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/kodomosos/jidosodansho/aboutus/index.html）

しつけのポイント

★ 叱るべき時に、その場ですぐに、短時間で叱る。

★ なぜ叱っているのかを言葉で明確に示す。

★ 問題になっていることだけを叱る…かつてのことをついでに叱らない。

★ 子どもには考える力があると理解し、一緒に話をし、考える。

★ 人と比較しない…兄弟姉妹との比較、他の子どもとの比較などはしない。

★ 全人格を否定するようなことは、決して言わない。

★ 叱った後、ひきずらない。

＜実践編＞

- □ 叱る前に一呼吸、落ち着きましょう。
- □ 子どもも一人の人格をもった人間です。

  →子どもは親のいいなりになるものではなく、もちろん、所有物でもありません。
- □ 子どもにわかるように、話をするよう努めてください。
- □ まず、子どもの目の高さに自分の目を合わせて話をします。
- □ ときには両肩にしっかり手を置いたりするのもいいでしょう。
- □ 感情的になってどなったり、おどしたりするのではなく、事実を確認します。
- □ それは結果的にはいけないことだと伝えます。
- □ そのときに、親の気持ちを伝えます。

  →「お父さん、悲しいなぁ」「お母さん辛くてね、涙がでてきたよ」と気持ちを伝えましょう。
- □ 次に、これからはどうすればいいか、一緒に考えます。
- □ 子どもがなかなか考えられず、どうしたらいいかわからない場合は「お母さん（お父さん）だったら、こうしようと思うかなぁ」「こう考えたらどうかなぁ」と、決して命令ではなく、話し合いながら、提案し、理解を促します。

  →子どもだからといって考える力がないと決めつけないで、子どもにも考える力があることを理解してください。
- □ 子どもが自分なりの考えを示したとき、その考えがよければほめてください。

  →「よく考えることができたね」と言葉をかけながら、しっかり抱きしめてください。
- □ 子どもが自分なりの考えを示したとき、その考えが間違っていたとしても、最初から否定せず、その考えを受け止めてください。

  →「そうか、そんなふうに考えたんだね、それはどうして？」「そういう考え方もできるね、もっと他にはない？」というように、じっくり聴いてください。
- □ 子どもが考えをまとめ、理解をしたときは、それを確認して、親の感想を述べておきます。

  →「そうしてくれると、お母さんもうれしいなぁ」「よくわかったね、これからもがんばろうね、お母さんもお父さんも応援してるからね」など、明るく伝えましょう。

【京都市児童相談所ＨＰより抜粋・編集】

子どもと親と地域でつながり続けて

小児科医　有井　悦子

“親が、泣きやまない乳児を壁に放り投げた”という報道に 、若い親達は「自分だって同じことをしたかもしれない」と口々に語り、子育てのしんどさは拡がっています。教えてくれる人も、手伝ってくれる人もなく、大切な子育てなのに、学校で学ぶこともありません。それなのに、自分から助けを求める一歩を踏み出せません。頼みのSNSには子育て情報が氾濫し、選びとる苦労が日々不安を増します。このように、子育て困難が日常になり、虐待の素地となっています。

中でも“発達症”と診断名が変わった発達障害の場合の子育てには、特に理解と支援を必要とします。発達症の子どもや親は、意外と身近に多く、一見して判りにくく、水面下で大変な苦労をしています。子どもは、家庭や集団生活などの環境が本人の特性に合わないと、本当はいい子なのに、ききわけのない行動をとり、ワガママとみられ厳しく叱責され、がんばりを強いられます。激しいかんしゃくなどに戸惑う親の躾が限度を越え虐待に陥ることもあります。発達症のある親は生真面で、子どもに合わせる臨機応変な子育てが難しく、強い思いこみで虐待に至ることもあります。DV加害者になることもあり、目撃した子どもの心理的虐待は増え続けており、手立ては大急です。

虐待は生涯にわたり心身に重大な禍根を残す『逆境的小児期体験（Adverse childhood experiences:ACEs）』の 最も重大な要因として注意喚起されています。

親の精神疾患や貧困などの要因が重なれば、影響は更に増します。気分症 （うつ病、そううつ病）をはじめ、深刻な依存症などの精神疾患を発症しやすく、自死に至ることもあります。また、成人期の脳血管障害、心臓病、がん、生活習慣病のかかりやすさは何倍にもなり、寿命も極端に短くなります。地域で早期発見し、手立てにちからを尽くしあうことが 火急です。

そこで、虐待されていても、意外ですが虐待されていると認識していなかったり、「自分が悪い子だから」と思い込んで、相談しない子どもも少なくありません。中でも、性被害は、それで長く繰り返され、大人になってからも大変な苦しみを抱えます。子どもの権利条約に謳(うた)われているように、唯一無二の命を守り、身体と心を護(まも)ることの大切さや、どう護(まも)ればいいか、園、学校や地域で可能な機会をとらえ、伝えて、予防できますよう希(ねが)います。そしてまわりの方々と一歩を踏み出し、さり気なく声をかけ、つながる地域を目指せたらと希(ねが)います 。

子どもの今と未来を救う目と耳と心

弁護士　安保　千秋

　児童虐待は、私たちが目と耳を塞ぎ心を閉ざしてしまうと、社会から見えなくなってしまいます。私たちの社会は、児童虐待の存在を長く無視し続けてきましたが、子どもの死などの現実を突きつけられ、ようやく児童虐待に気づき、子どもを親から保護する法制度を整備してきました。児童虐待に取り組んでみると、児童虐待は、保護者、子ども、養育環境における身体的、精神的、社会的、経済的なさまざまな要因が複雑に絡み合って起こり、地域で早期に発見し情報共有し、連携・役割分担して支援することが重要であることもわかってきました。そして、深刻な児童虐待事件が起こるたびに、法改正を重ねてきましたが、子どもを保護する法制度の整備だけでは不十分であり、子どもを権利の主体として位置づけ、すべての子どもに良好な養育環境を用意することが大切であることがわかってきました。

　そのため、平成28年の児童福祉法改正では、「全ての児童は、児童の権利に関する条約（本ハンドブック2頁参照）の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（同法1条）と子どもを権利の主体として位置づけ、そのうえで、国民、保護者、国・地方公共団体が、「児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるように」支えることを明記しました（同法2条1項）。

　一方、児童虐待の影響における研究で、子ども期の虐待などの逆境体験は、その後の人生の健康（精神的にも、身体的にも）を害し、その影響は次の世代まで続き、他者への暴力へと拡散していくことがわかってきました（アメリカの国立研究機関である疫病予防管理センターのV.J. Felitti医師らが行った疫学的な研究（ACEs）等）。

　児童虐待に対面すると、どう対応したらよいのか困惑をすることもあります。しかし、虐待の発見や対応は、子どもの今に関わるだけではなく、子どもの長きにわたる人生に繋がるひとつのステップです。子どもの未来、私たちの社会の未来を描きながら、本ハンドブックをもとに私たちの目と耳と心を総動員して、今の子ども達が良好な環境で心身とも健やかに成長発達をする権利をともに守っていきましょう。

おかしいなと感じたら
その疑いを放置しないでください

通告・相談

　虐待は隠されていることが多いので、からだへの暴力等の発見だけでなく、「もしや」という周囲の疑いは虐待の早期発見・予防のために、大変重要になります。

　子どもを守るためにも、あなたの「行動」が必要です。けれども、通告すべきかどうか迷ったときは、児童相談所や子どもはぐくみ室にご相談ください。

　ご相談いただいた内容が、そのまま「通告」となるかもしれません。「相談」にしろ「通告」にしろ、苦しい思いをしている親子が、よき支援者に出会うきっかけになるはずです。

　そして、親子が周囲の理解や協力を得るにはどうしたらよいか、必要であれば、親子への支援等あなたの役割についても、子どもはぐくみ室と連携しながら、民生児童委員や関係機関とともに、一緒に考えていきましょう。決して一人で抱え込まず、その疑いを放置しないでください。

　通告の結果、虐待と判断されなかった場合でも、（善意の通告であれば）民事上・刑事上の責任を負うことはありません。また、医師や公務員・民生児童委員などには、職業上知りえた個人情報の秘密を守る義務（守秘義務）がありますが、子ども虐待の通告においては、法律で守秘義務より優先されると示されています（児童虐待防止法第6条第3項）。子どもを守ることが最優先であり、違反に問われることはありません。

通告先に何を説明すればいいの？

私は、左京区○○○○○（所属や地域等）の○×□（名前）と申します。
※匿名を希望する場合は、「匿名でお願いします」と伝えます。
・虐待の通告でお電話しました。
・気になる親子のことでお電話しました。
・担当の方をお願いします。

・ご心配されている状況をお聞かせください。

近所で心配な親子がおられるのでご連絡します。
※緊急の場合は「至急対応してください」とお伝えください。

伝える内容（わかる範囲）

- □ 子どもの名前
- □ 子どもの住所
- □ 年齢
- □ 性別
- □ 所属（保育園、小中学校等）
- □ 家族構成
- □ 虐待が疑われる内容
  - □ 誰から　□ いつから　□ どこで　□ どんなふうに　□ 頻度　□ 時間帯
- □ 虐待を疑う上記以外の理由
- □ あなたの連絡先（匿名の場合は、その旨伝えてください）

・わかりました。虐待の調査等にご協力いただけますか。
・わかりました。関係機関で対応を検討します。虐待であった場合は調査等に、育児に関する課題がある場合などは親子の支援にご協力いただけますか。

「はい」又は「いいえ」

虐待通告を行った相談者に、調査のためにご協力いただくことがありますが、通告後どのような対応をするかについては、P14・15を参考にしてください。

地域において見守りや支援が必要な場合に、民生児童委員に協力を求めることがあります。　※通告した人が特定されないよう秘密は守られます。（児童虐待防止法第７条）

虐待や虐待につながる事例をキャッチするチェックリスト

気になる親子を見守りつつ、支援や通告等の対応を検討するためにご活用ください。

子どもの気になる様子

- □ 原因のはっきりしない怪我をしている、繰り返し起きている
- □ 傷や家族について不自然な説明をする、または説明したがらない
- □ 怪我や病気の手当てが十分でない
- □ 養育者におびえる
- □ 養育者から離れると安心した表情になる、養育者に無関心
- □ 表情が乏しい、凍りついた目つき
- □ おびえた泣き方
- □ 大人や親の顔色を伺う
- □ 他者にべたべたする、注意を引こうとする
- □ その場しのぎの嘘が多い
- □ 自傷的行為をする（壁に頭を打ちつけるなど）
- □ いつもお腹をすかせている、食べる様子ががつがつしている
- □ 食欲がなさ過ぎる
- □ 虫歯がたくさん有り、治療がされていない
- □ 身体的発達が遅い（低体重・低身長）
- □ 衣服や身体が常に不潔
- □ 衣服が季節にそぐわない、体に合っていない
- □ 集中できない、落ち着きがない
- □ 元気がない、無気力
- □ 行動が衝動的
- □ 集団に入れない、友達から孤立している
- □ 乱暴、他児をいじめる
- □ 犬猫などの小動物を虐待する
- □ 近所で悪質ないたずらや、万引、窃盗を繰り返す
- □ 連絡もなくまたは理由が不明・不自然な理由で学校、保育園、幼稚園等を休む
- □ 学校・保育園・幼稚園等から家に帰りたがらない
- □ 家出放浪を繰り返している
- □ 服を脱ぐことを極端に嫌がる
- □ 性的なことで過度に反応する、性行為の真似をする
- □ 性的なことに不安を示す
- □ 異性に不自然に甘える

養育者の気になる様子

- □ 子どもの怪我などについて不自然な状況説明をする
- □ 極端な罰を与える(ベランダに放置する、食事を抜くなど)
- □ 叩く・蹴ることをしつけと思っている
- □ 絶え間なく子どもを叱る、ののしる
- □ 人前を気にせず怒鳴る
- □ 食事をちゃんと食べさせない
- □ 家庭内が極端に不衛生
- □ 健診未受診、予防接種を受けさせていない
- □ 適切な医療を受けさせていない
- □ 子どもの健康や安全に対して無配慮
- □ 乳幼児を長時間放置して外出する
- □ 泣いてもあやさない、寄ってきても払いのける
- □ 子どもの育ち・育児に関する知識が乏しい
- □ 乳児をはげしくゆさぶる
- □ 親の都合に合わせすぎる
- □ 極端な自己流育児を押し通す
- □ 子どもに対して拒否的な態度や言葉を用いる、過度に厳しい
- □ その子の扱いが他のきょうだいと比べて極端に違う
- □ 密着しすぎるか全く放任
- □ 育児不安の訴えが強い
- □ 精神的な不安定さが見られ、子育てが負担になっている
  (眠れない・朝起きられない・家事ができない・死にたいなどの訴えがあるなど)
- □ 自身も虐待を受けていた
- □ DVがある
- □ 経済的な困難を抱えている、ギャンブル等への依存・多重債務・転職失業など
- □ 転居を繰り返している
- □ 周囲の援助に拒否的・無関心
- □ 地域や親族と交流がなく孤立している

この☑チェックリストは、
「子どもの虐待対応の手引き」(平成19年1月改正)(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)
「市町向けの子ども虐待対応マニュアル」(滋賀県)
「横浜市子ども虐待防止ハンドブック(改訂版)」(横浜市)
「市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル」(千葉県)などを参考に作成しました。

相談・通告の流れ

疑い・発見

189
（いちはやく）
児童相談所虐待
対応ダイヤル

土日・祝日も含めて
24時間対応

ケースにより
通告・通報・情報提供

急を要する
場合
110番
119番

疑わしいけど・・・
まず、対応について
相談してみたい

左京区役所
子どもはぐくみ室
075−702-1222

必要に応じて
情報提供・通告

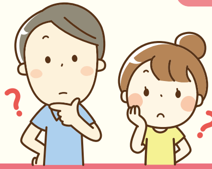

その後の親子への対応

要保護児童対策地域協議会

すべてのケースは、「要保護児童対策地域協議会」（要対協）（※）に登録され、定期的に「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」において、支援方針を協議し、各機関が連携して親子に適切な支援を実施していきます。

ほとんどのケースが、家庭において保護者が養育することになるため、家庭への支援や見守りを継続して行うことが求められます。

そのような意味においても、地域の皆さんの力が求められています。

※児童福祉法に基づき、要保護児童等（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。）の適切な保護又は支援を図るために設置した組織。児童相談所、教育委員会、保育園、幼稚園、小学校、中学校、警察署、医療機関、児童館、児童福祉施設、社会福祉協議会、民生児童委員会等で構成（事務局：子どもはぐくみ室）

川端警察署

下鴨警察署

↓ 通告

児童相談所
子ども虐待
SOS 専用電話
075－801－1919

必要に応じて臨場 → 当該家庭

受理会議により初期調査となった場合
○子どもはぐくみ室へ初期調査依頼
【安否確認48時間以内】
対象：保育園・幼稚園・学校・病院・地域等

初期調査後の対応

緊急的な児童の安全確保が必要→**職権一時保護、保護者への指導等を含む緊急的な介入**
児童相談所の直接的な指導が必要→**在宅指導**
児童相談所の直接的な指導が不要→**子どもはぐくみ室へ依頼（送致）し、同室が支援**

子どもが健やかに成長・発達するために、親子を支援するネットワーク

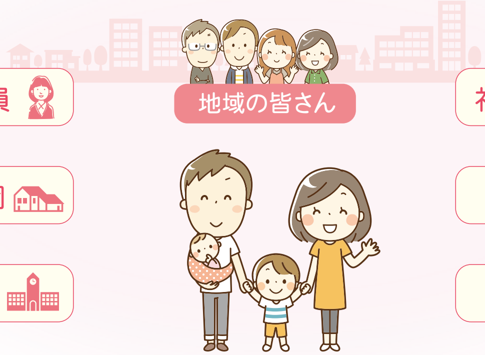

- 地域の皆さん
- 民生児童委員
- 社会福祉協議会
- 保育園・幼稚園
- 警察署
- 小・中学校
- 医療機関
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 教育委員会
- 子どもはぐくみ室（事務局）

虐待や課題を抱える家庭への支援

虐待につながった家庭だけでなく、育児や子どもへの接し方等に課題がある家庭への「見守り」「支援」にあたっては、決して、保護者を「悪者」と捉えず、親子の関係が改善するように、少しでも子どもが育つ環境が向上するように、リスクの変化をキャッチできるようにすることが大切です。

できるだけ多くの「ひと」で

ひとりで抱え込まないで！多くのひとと連携しましょう！

ひとりじゃない！こんな仲間が・・・

親子の地域の民生児童委員・主任児童委員／学区社会福祉協議会やボランティア
子どもの所属する機関の先生方（保育園、幼稚園、小・中学校、児童館等）
子どもはぐくみ室＜保健師、保育士等がサポートします＞

多くの「ひと」で見守ることは、親子だけでなく、見守る側の安心・安全にもつながります

できごとをメモ（記録）する!

P12・13のチェックリストを参考に、親子の変化を記録しておきましょう！

心配なことだけでなく安心材料も！

日時や客観的な事実／自分がどう感じたか　◆チェックリストを活用！
→「客観的に見えてくる」「小さな変化から重要なポイントが発見される」
「親子の課題が明確になる」「関わり方の参考となる」

緊急性の高い重大な情報をキャッチしたらすぐに「児童相談所」へ。保護者が困っていることが分かれば、子どもはぐくみ室とともに支援につなげましょう

見守る人同士が情報交換・連携をしっかりと!

親子のプライバシーを守りながら情報を共有。すべては親子のために！

親も悩みや苦しみを抱えていることが多い

対人関係がうまくできない／自己肯定感が低い／他者に対する安心感が持てない

行為の指摘だけでなく、良いところを見つけることを通して。地域で子どもがすこやかに育つことを、親と共に見出していきましょう

必要に応じて、子どもはぐくみ室が事務局を担う要保護児童対策地域協議会が支援の方向性を関係機関と調整し、役割分担を検討します。

親子に近いあなたの力が必要です

地域における日常的な「見守り」「支援」

ご近所の見守り・支援

あなた ➡ 気になる方

おはよう
いってらっしゃい
今日は元気がないね

気になる方

あなた ➡ 民生児童委員の方へ

このようなときは
どうしたら
いいですか？

民生児童委員、社会福祉協議会等

※民生児童委員のうち「主任児童委員」が、児童に関することを専門的に担当しています。

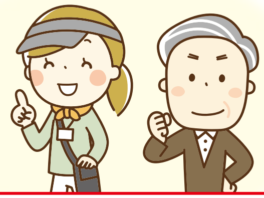

子育てサロンに
一緒に行ってみ
ませんか？

要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り

★ 関係機関間で情報共有
★ 見守り・支援の役割分担
★ 支援方針の検討・決定

★情報収集
・共有事項等

親子が抱える課題
子どもの様子
親の様子
親子のニーズ　等

気になることは、相談!

左京区役所子どもはぐくみ室
（要保護児童対策地域協議会事務局）
０７５－７０２－１２２２

通告・相談先

通告先は189、児童相談所

児童相談所虐待対応ダイヤル　TEL 189（いちはやく）

- ◯ 明らかな外傷、骨折、刺傷などがあり、身体的虐待が疑われる場合
- ◯ 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ◯ 性的虐待が疑われる場合
- ◯ 子どもが帰りたくないと言った場合、子ども自身が保護・救済を求めている場合

京都市児童相談所　TEL 075－801－1919
（子ども虐待SOS専用電話）

緊急時は　警察110番、救急119番へ

川端警察署 又は 下鴨警察署 に連絡されます。

相談・通告先：区役所

- ◯ 上記以外の場合で気になる親子についての相談
- ◯ 通告方法等の相談
- ◯ 保護者への育児支援についての相談等

左京区役所子どもはぐくみ室（要保護児童対策地域協議会事務局）
TEL 075－702－1222

「あなた」から児童相談所や子どもはぐくみ室への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

※連絡した人が誰なのか特定されないように秘密は守られます。ためらわずに電話してください。

電話をかける前に準備しましょう

子どもの名前	
子どもの住所	
年　齢	
性　別	
家族構成（氏名）	
所　属 （保育園、小・中学校等）	
虐待が疑われる内容	□誰から　□いつから □どこで　□どんなふうに □頻度　□時間帯
虐待を疑う 上記以外の理由	
あなたの連絡先 （匿名の場合は、その旨伝えてください）	
電話の対応相手 （※記録しておきましょう）	

いずれの項目も分かる範囲で記録してください

通告・相談機関

～相談、通告はこちらへ～

どこに電話をしたらいいか迷ったら、P18をご覧ください

機関名（受付時間）	電話番号
児童相談所虐待対応ダイヤル（２４時間対応：通話料無料）	189
京都府警察	110
京都市子ども虐待ＳＯＳ専用電話（２４時間対応）	０７５－８０１－１９１９
京都市児童相談所（平日８：30～17：００）	０７５－８０１－２９２９
川端警察署　生活安全課	０７５－７７１－０１１０
下鴨警察署　生活安全課	０７５－７０３－０１１０
左京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室（平日9：００～17：００）	０７５－７０２－１２２２

左京区子ども虐待対応ハンドブック作成委員会

左京区社会福祉協議会、左京区民生児童委員会、警察署（川端警察署・下鴨警察署）、左京北ブロック小学校、左京南ブロック小学校、私立保育園（左京区）、公立保育所（左京区）、私立幼稚園（左京区）、児童館（左京区）、左京区役所（子どもはぐくみ室、健康長寿推進課）
〈オブザーバー〉京都市児童相談所、京都市教育委員会

監　修

安保 千秋（弁護士）、有井 悦子（小児科医）

左京区社会福祉協議会	左京はぐくみだより	京都はぐくみアプリ

↑左京区子ども虐待対応ハンドブックがダウンロードできます。

令和４年３月発行